

**独立役員届出書**

**1. 基本情報**

会社名	パーソルホールディングス株式会社	コード	2181
提出日	2023/6/6	異動(予定)日	2023/6/20
独立役員届出書の提出理由	独立役員を新たに指定するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

**2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項**

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の実性(※2・3)												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	玉越良介	社外取締役	○								△						有
2	山内 雅喜	社外取締役	○													○	有
3	吉澤和弘	社外取締役	○													○	有
4	Debra A. Hazelton	社外取締役	○									△					新任
5	榎本 知佐	社外取締役	○													○	有
6	友田 和彦	社外取締役	○													○	有

**3. 独立役員の実性・選任理由の説明**

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	玉越良介氏が名譽顧問を務める三井UFJ銀行は、当社への貸付及び当社の定期的な銀行取引がありますが、同行の名譽顧問は経営に関与しておらず、同氏は10年以上にわたり業務執行を行っておりません。したがって、当社は、同氏が証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準(「4. 補足説明」参照)を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。	玉越良介氏は、国際的な金融機関の経営トップとしての企業経営・経営戦略、国際性、財務・会計等の豊富な知見及び経験を持っています。当社においても、筆頭独立社外取締役、指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員会委員長として、取締役会をはじめとする委員会において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督を行うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしている(左記のとおり)ことから、独立役員として指定しております。
2	—	山内雅喜氏は、運輸業界を代表する上場企業の経営トップとしての企業経営・経営戦略、イノベーション、人材・組織開発等の豊富な知見及び経験を持っています。当社においても、独立社外取締役、指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員会委員長として、取締役会をはじめとする委員会において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督を行うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしている(左記のとおり)ことから、独立役員として指定しております。
3	—	吉澤和弘氏は、通信業界を代表する上場企業の経営トップとしての企業経営・経営戦略、テクノロジー、人材・組織開発等の豊富な知見及び経験を持っています。当社においても、独立社外取締役、指名・報酬委員会委員長として、取締役会をはじめとする委員会において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督を行うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしている(左記のとおり)ことから、独立役員として指定しております。
4	Debra A. Hazelton氏が業務執行をしていた麻ひずほ銀行は、当社への貸付及び当社の定期的な銀行取引がありますが、同氏は同銀行及びその親会社である麻ひずほフィナンシャルグループにおいて、4年以上にわたり業務執行を行っておりません。したがって、当社は、同氏が証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準(「4. 補足説明」参照)を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。	Debra A. Hazelton氏は、豪州の保険会社の取締役会議長兼日本の人材機関の豪州部門責任者を務める等、日本及び豪州を代表する企業の役員として人材・組織開発、国際性、財務・会計等の豊富な知見及び経験を持っています。これらの豊富な知見及び経験を活かして、独立社外取締役として当社経営の監督を行うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしている(左記のとおり)ことから、独立役員として指定しております。
5	—	榎本知佐氏は、国内外の企業における広報戦略のスペシャリストとしての国際性、リスク管理、サステナビリティ、ESG等の豊富な知見及び経験を持っています。当社においても、独立社外取締役、監査等委員会委員として、取締役会をはじめとする委員会において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督及び監査を行うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしている(左記のとおり)ことから、独立役員として指定しております。
6	—	友田和彦氏は、公認会計士及び監査法人の代表社員としての企業経営、リスク管理、財務・会計等の豊富な知見及び経験を持っています。当社においても、独立社外取締役、監査等委員会委員及びコーポレートガバナンス委員会委員として、取締役会をはじめとする委員会において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督及び監査を行うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしている(左記のとおり)ことから、独立役員として指定しております。

**4. 補足説明**

<p>社外取締役を選任するにあたって、当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有するものと判断いたします。</p> <p>1. 主要な取引先及び借入先</p> <p>(1) 当社グループの取引先として、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額が当社の当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者</p> <p>(2) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額がそのその当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者</p> <p>(3) 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかの期末時点における借入金残高が当該事業年度末時点における当社の連結総資産の2%を超える金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者</p> <p>2. 当社グループから多額の金銭その他の財産を得ている専門家</p> <p>(1) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度の平均で、その年間連結売上高の2%を超える支払を受けた先にも所属する者(ただし、補助スタッフは除く。)</p> <p>3. 大株主</p> <p>(1) 直近事業年度末時点における当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)をいう。以下同じ。)又はその業務執行者若しくは業務執行者でない取締役</p> <p>(2) 直近事業年度末時点における当社の大株主の子会社の業務執行者</p> <p>(3) 直近事業年度末時点において当社グループが大株主となっている者の業務執行者</p> <p>4. 当社グループから多額の寄付・助成を受けている者</p> <p>(1) 当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者</p> <p>(2) 当社グループから寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体であって、過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから得ている寄付又は助成額がその年間総収入の2%を超える団体の業務執行者</p> <p>5. 会計監査</p> <p>(1) 当社グループの会計監査人である公認会計士又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士</p> <p>6. 役員相互就任の関係にある先の者</p> <p>(1) 当社グループから取締役又は監査役(いずれも常勤・非常勤を問わない。)を受け入れられている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者</p> <p>7. 過去において該当していた者</p> <p>(1) 過去3年間において上記1.から6.までに掲げる者のいずれかに該当していた者</p> <p>(2) 近親者</p> <p>(1) 上記1.から7.までに掲げる者又は過去3年間において当社グループの業務執行者に該当していた者(重要でない者(注)を除く。))の配偶者又は二親等以内の親族</p> <p>(注) 重要でない者とは、①業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員(株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員)以外の者を行い、②専門的アドバイザーファームについては、社員又はパートナー以外の者(アソシエイト及び従業員)をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の実性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)  
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)  
e. 上場会社の子会社の業務執行者  
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
j. 上場会社の取引先(1. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上の①-⑨各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 借入が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、過去に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。